

淡路警察署からのお知らせ

【津名西警部派出所・津名警部派出所の運用の見直し】

令和3年3月22日、警察署等の再編整備に伴い、津名西警部派出所、津名警部派出所を廃止し、各種許可等の申請窓口を下記のとおり変更しておりますのでお知らせします。

記

1 見直しの時期

令和3年3月22日（月）

2 見直しの理由

兵庫県下に9箇所の警部派出所が所在していましたが、行政機能のみを備えた施設で設置当時とは交通事情や管内人口等が変化し、許可等事務の取扱件数も僅少である状況を踏まえ、人員配置の非効率性を解消するため、警部派出所の運用及び取扱事務を一部見直しました。

3 見直しの概要

- ◎ 津名西警部派出所は、分庁舎として存続します。
 - ◎ 津名警部派出所に併設されていた志筑交番は、交番として存続します。

 - ◎ 津名西警部派出所、津名警部派出所で取り扱っていた生活安全関係及び交通関係の許可等事務の受付窓口は、原則淡路警察署に集約しています。
 - ・ 生活安全関係
銃砲刀剣類、火薬の運搬等、風俗営業、古物営業、警備業、金属くず等の生活安全関係申請
 - ・ 交通関係
記載事項変更等の運転免許関係の申請、自動車保管場所、道路使用許可等の交通関係の申請

 - ◎ 運転免許更新事務については、津名西分庁舎、志筑交番の施設を利用して、曜日を限定して実施します。
 - 津名西分庁舎（旧津名西警部派出所）・・・毎週月曜日及び木曜日
 - 志筑交番（旧津名警部派出所）・・・毎週水曜日及び金曜日
- ※ 【受付時間】 10:00～11:30／13:00～15:00

警部派出所の運用を見直したことにより、各種許可等の申請については、ご足労をお掛けすることとなりますが、ご理解をお願いします。

※令和4年3月25日更新